

## 第3次香美町総合計画等策定業務プロポーザル実施要領

第3次香美町総合計画等策定業務について、委託業者をプロポーザルにて選定するため、必要な事項を定める。

### 1 目的

第2次香美町総合計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までを計画期間とした第3次香美町総合計画等を策定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第3次香美町総合計画等策定業務

#### (2) 業務内容

別紙「第3次香美町総合計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託料上限額

2か年で15,950千円（消費税及び地方消費税を含む。）

《参考予算額》 令和6年度：4,950千円、令和7年度：11,000千円

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

### 3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 香美町契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成24年香美町告示第153号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- (4) 近畿2府4県内に本店、支店、営業所等があること。
- (5) 参加申込書等の提出時において、国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。参加申込書等の提出期限から契約締結までの間に国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) 過去5年間に於いて、地方公共団体の総合計画又は総合戦略の策定業務を受託した実績を有していること。
- (7) 仕様書に定める業務を適正に遂行する能力及び実施体制を有し、本町の指示に柔軟に対応できること。

#### 4 本プロポーザルに係る資料

- (1) 実施要領（本書）
- (2) 仕様書
- (3) 提出書類作成要領
- (4) 提出書類様式
  - ①参加申込書（様式第1号）
  - ②会社概要書（様式第2号）
    - ※ 履歴事項全部証明書の写しを添付すること。
  - ③業務実績書（様式第3号）
  - ④提案書（様式第4号）
  - ⑤見積書（様式第5号）
  - ⑥主担当者経歴書（様式第6号）
  - ⑦質問書（様式第7号）
  - ⑧辞退届（様式第8号）

#### 5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関する質問は、電子メールにより質問書を提出すること。電子メール送信後、確認のため、電話により連絡を行うこと。

電話、ファックス、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和6年5月14日(火) 午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 香美町企画課（電子メールによる kikaku@town.mikata-kami.lg.jp）
- (3) 提出書類 質問書（様式第7号）
- (4) 質問回答日 令和6年5月17日(金) 【予定】

#### 6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月23日(木) 正午まで【必着】
- (2) 提出先 香美町企画課
- (3) 提出書類 下記①～⑤の書類を各8部（正本1部、副本7部）
  - ①参加申込書（様式第1号）
  - ②会社概要書（様式第2号。履歴事項全部証明書の写しを添付すること。）
  - ③業務実績書（様式第3号）
  - ④業務実施方針（任意様式）
  - ⑤業務実施体制（任意様式）
- (4) 提出方法 郵便又は持参による。郵便による場合には、あらかじめ電話により香美町企画課に連絡したうえで、書留郵便など配達記録される方法により提出すること。

## 7 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはない。

- (1) 提出期限 令和6年5月30日(木) 午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 香美町企画課
- (3) 提出書類 辞退届(様式第8号)
- (4) 提出方法 郵便又は持参による。郵便による場合には、あらかじめ電話により香美町企画課に連絡したうえで、書留郵便など配達記録される方法により提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加申込みをした事業者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月5日(水) 午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 香美町企画課
- (3) 提出書類 下記①～⑤の書類を各8部(正本1部、副本7部)
  - ①提案書(様式第4号)
  - ②企画提案書(任意様式。作成したデータファイルをPDF形式で保存したCD-ROM1枚も提出すること。)
  - ③実施工程(任意様式)
  - ④見積書(様式第5号)
  - ⑤主担当者経歴書(様式第6号)
- (4) 企画提案書作成上の留意事項  
作成書類については、「第3次香美町総合計画等策定業務プロポーザル提出書類作成要領」に基づき作成すること。
- (5) 提出方法 持参による。

## 9 選定方法

本プロポーザルの選定は、香美町総合計画等策定業務プロポーザル選定委員会において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションを審査することにより行う。

- (1) プレゼンテーション審査会 令和6年6月10日(月) 午後  
参加申込書、企画提案書等書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行い、受託候補を選定する。詳細については、別途通知する。
- (2) 審査基準

### 【審査項目】

| 評価対象   | 評価内容                               | 配点 |
|--------|------------------------------------|----|
| 業務実施方針 | 現在の第2次総合計画を踏まえた新しい計画体系の提案がなされているか。 | 20 |
| 企画内容   | 分析結果を的確に計画に反映させる具体的な提案がなされているか。    | 20 |

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
|           | 自治体DXやSDGs等との関係性が考慮されているか。                    |     |
| 業務実施体制    | 円滑な業務の推進が期待できる実施体制であるか。<br>国や他団体の情報提供が期待できるか。 | 20  |
| 実施工程      | 効率的かつ無理のない現実的な実施工程が提案されているか。                  | 10  |
| 業務実績      | 総合計画等の策定業務受託実績を有し、専門的な知見に基づく業務実施が期待できるか。      | 10  |
| プレゼンテーション | 提案の趣旨が明確で、質疑応答も明快かつ迅速であるか。                    | 10  |
| 見積金額      | 見積金額は提案内容を勘案して妥当であるか。                         | 10  |
| 計         |   | 100 |

### (3) プレゼンテーション実施方法

- ① 説明内容 説明は、提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、書類の追加は不可とする。
- ② 説明方法 任意とするが、パソコン及びプロジェクター等の機器は事業者が持参すること。(スクリーンは本町で準備する。)
- ③ 説明時間 1事業者約40分(準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付5分程度)
- ④ 参加人数 機器等を操作する者を含め3名以内とする。

### (4) 受託候補者の選定

審査基準による評価点が最高得点を得た者を受託候補者とする。

### (5) 選定結果の通知

- ① 通知時期 令和6年6月13日(木)【予定】
- ② 通知方法 審査を実施した全事業者に対して書面により通知する。(郵送)  
なお、選定結果については、町ホームページ等で公開することがある。

## 10 契約

### (1) 契約方法

受託候補者は、香美町と随意契約の契約候補者として契約締結を交渉する。  
交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点の事業者と契約締結を交渉する。

### (2) 契約内容

受託候補者及び香美町双方が協議のうえ定めた仕様書に基づくものとする。  
ただし、委託料は、提出された見積書を再度精査し、決定する。(見積価格は、提案内容評価の参考資料として利用するものであり、必ずしも契約金額とならない。)

契約の締結時期 令和6年6月下旬【予定】

## 11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 提出された企画提案書の修正、変更、追加は認めない。
- (4) 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。

- (5) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、香美町情報公開条例（平成17香美町条例第12号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (6) 提出された企画提案書は、香美町の許可なく公表及び使用してはならない。
- (7) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (8) 香美町が提供又は貸与した資料は、本業務以外には使用してはならない。
- (9) 審査に係る電話等による問合せは応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

## 12 本プロポーザルの実施スケジュール

| 期 日             | 項 目                    | 備考（方法、提出物等）  |
|-----------------|------------------------|--|
| 告示 公募開始         | 令和6年5月2日(木)            |  |
| 質問書の提出期限        | 令和6年5月14日(火)<br>午後5時まで | 質問書（様式第7号）<br>（電子メールにて提出）  |
| 質問書への回答         | 令和6年5月17日(金)<br>【予定】   | （電子メールにて回答）  |
| 参加申込書の提出期限      | 令和6年5月23日(木)<br>正午まで   | 参加申込書（様式第1号）<br>会社概要書（様式第2号）<br>履歴事項全部証明書の写し<br>業務実績書（様式第3号）<br>業務実施方針（任意様式）<br>業務実施体制（任意様式）<br>（郵便又は持参） |
| 参加資格審査結果通知      | 令和6年5月27日(月)           | （電子メールにて通知）  |
| 辞退届の提出期限        | 令和6年5月30日(木)<br>午後5時まで | 辞退届（様式第8号）<br>（郵便又は持参）   |
| 企画提案書等の提出期限     | 令和6年6月5日(水)<br>午後5時まで  | 提案書（様式第4号）<br>企画提案書（任意様式）<br>実施工程（任意様式）<br>見積書（様式第5号）<br>主担当者経歴書（様式第6号）<br>（持参）                          |
| プレゼンテーション審査会の実施 | 令和6年6月10日(月)           |  |
| 選定結果の通知         | 令和6年6月13日(木)<br>【予定】   | （郵送）   |
| 業務委託契約締結        | 令和6年6月下旬【予定】           |  |

### 13 連絡先

担 当 香美町企画課 田門（タモン）

所在地 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の 1

電 話 0796-36-1962（企画課直通）

F A X 0796-36-3809

メール kikaku@town.mikata-kami.lg.jp

※ プロポーザルに関する質疑、提出書類等の受付はすべて香美町役場企画課で行うものとし、  
時間は平日の午前9時から午後5時（参加申込書に限っては提出期限の正午）までとする。